

岩松北地区まちづくり協議会規約

平成 26 年 5 月 23 日 制定
平成 27 年 5 月 22 日 改正
平成 28 年 5 月 13 日 改正
平成 29 年 5 月 17 日 改正
平成 30 年 5 月 18 日 改正
令和 元年 5 月 17 日 改正
令和 3 年 5 月 11 日 改正
令和 4 年 5 月 10 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は、岩松北地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を岩松北まちづくりセンターに置く。

(目的)

第 2 条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、明るく住みよい安心・安全なまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 豊かな市民生活を営むための生活環境や、都市施設の整備配置に関する意見要望を提出すること
- (3) 地区住民の創意と合意に基づく地域イベントの開催に関すること
- (4) 地区住民の安全な生活を確保すべく、防犯活動を行い、犯罪防止に努めること
- (5) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第 4 条 協議会の委員は、別表第 1 に定めるものとする。

2 委員は、次の基準により選出する。

- (1) 各町内会から選ばれた人
- (2) 各種団体から選ばれた人
- (3) 市職員まちづくり地区担当班員・防災地区班員
- (4) その他まちづくり活動に積極性のある人

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。但し委員の交代時は前任者の残任期間とする。

- 2 区長会は、区長歴任後起算と定める。
- 3 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各部会1名
- (4) 理事 25名以内
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

2 会長、副会長及び会計は、三役会議を構成する。

(役員を選任)

第7条 役員(部会長は除く)は総会において選任する。

2 部会長は、部会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- 4 会計は、協議会の会計を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計の執行状況を監査する。

(部会)

第9条 協議会に次の部会を置く。部会は、岩松北地区内の諸団体等により構成される。

部 会	団 体 等
環境部会	区長会(環境衛生委員)、緑化指導員
総務部会	生涯学習推進会(総務部)
生活文化部会	生涯学習推進会(生活文化部)、岩松中学校PTA
体育保健部会	生涯学習推進会(体育保健部)、スポーツ推進員、健康推進員、岩松中学校PTA
青少年育成部会	生涯学習推進会(青少年育成部)、青少年指導委員、小・中学校PTA、保護司会、民生・児童委員協議会
生活安全部会	生涯学習推進会(生活安全部)、交通安全協会岩松北分会、交通安全指導員、小・中学校PTA

交通安全部会	交通安全協会岩松北分会、交通安全指導員、生涯学習推進会（生活安全部）、小・中学校PTA、地域交通安全活動推進委員、富士警察署西富士交番長
福祉部会	福祉推進会、民生・児童委員協議会、岳陽会、富士市富士北部地域包括支援センター
防犯部会	区長会（安全委員）、防犯パトロール隊、岩松北地区児童クラブ保護者会、富士警察署西富士交番長、地区構成団体
祭典部会	区長会、男女共同参画地区推進員、岩松・歴史研究会、市職員まちづくり地区担当班、地区構成団体
防災部会	区長会（自主防災会）、地域防災指導員、消防20分団、民生・児童委員協議会、市職員防災地区班
コミュニティ交通協議会	三役会、利用者代表、各区選出委員

- 2 部会に、部会長1名、副部会長若干名を置く。
- 3 部会は、必要に応じて召集し連携を諮る。

（会議）

第10条 協議会の会議は総会、三役会議及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回通常総会を開催し、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
 - (2) 地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
 - (3) 役員（部会長を除く）の選任に関する事項
 - (4) 規約の変更に関する事項
 - (5) 役員会に委任する事項
 - (6) その他の重要事項
- 3 会議は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 議事の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数時は会長の決するところとする。

（経費）

第11条 協議会の経費は、地区負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 地区負担金は、1戸につき200円とする。

（事業計画及び予算）

第12条 本会の事業計画及び予算は、役員で作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 本会の事業報告及び決算は、役員で作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。ただし、コミュニティ交通協議会においては、役員で作成し、監事の監査を受け、総会にて報告のみ行うものとする。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が構成員の意見を聞いて委嘱する。

(表彰)

第16条 協議会に著しく功績のあった者を表彰することができる。
2 被表彰者は会長が構成員の意見を聞いて推薦する。
3 表彰は、総会の席上において行うものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるものの他、必要事項は、その都度協議し定める。

附 則

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月10日から施行する。